

第5章 計画を推進するために必要な事項



1 関係者等の連携協力の更なる強化

がん対策を総合的かつ計画的に推進し、実効性を担保するためには、関係者等が、適切な役割分担の下、相互の連携を図り、一体となって努力することが重要です。

県及び市町村は、民間団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供・周知広報、その他、必要に応じた施策を講ずるものとします。

また、県及び市町村は、がん教育、がんに関する知識の普及啓発等により、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境への理解を図るとともに、関係者等の意見の把握に努め、がん対策に反映させていくことで、国民とともに、「がんとの共生」社会の実現に取り組んでいくこととします。

なお、県及び市町村は、他の疾患等に係る対策と関連する取組については、それらの対策と連携して取り組んでいくこととします。

2 県民の努力

県民は、がん対策基本法第6条の規定に基づき、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、がん検診の受診に努めるとともに、がん患者に関する理解を深めるよう努めましょう。

がん対策基本法(抜粋)

第六条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない。

また、今後のがん医療の向上に資するよう、以下の点についても努力していきましょう。

- ✿ がん医療は、がん患者や家族等と、医療従事者の人間関係を基盤として成り立っていることから、医療従事者のみならず、がん患者やその家族等も医療従事者と信頼関係を築くことができるよう努めましょう。
- ✿ がん患者が適切な医療を受けるためには、セカンド・オピニオンに関する情報の提示、がんに関する十分な説明、相談支援等が重要です。医療従事者からの説明を受けながら、がん患者やその家族等においても、病態や治療内容等について理解するよう努めましょう。
- ✿ 県民は、患者本位のがん対策の推進のため、がん医療及びがん患者やその家族等への支援を充実させることの重要性を認識し、関係者等と協力して主体的な議論に参画するなど、正しい知識・理解を得て、行動するよう努めましょう。